

# 北神戸ゴルフ場利用約款

北神戸ゴルフ場をご利用のお客様は、安全で快適なプレーをお楽しみいただくために、下記のゴルフ場利用約款を必ずお守りくださるようお願い申し上げます。

## 第1条 約款の適用

当ゴルフ場の施設(コース・ハウス等)を利用される方は、快適で安全なプレーをお楽しみ頂く為に、当ゴルフ場内規(競技規則、付則、ローカル・ルール)等によるほか本約款をお守り頂きご利用願うことと致します。

## 第2条 利用約款の成立

当ゴルフ場を利用される方は、当日フロントにおいて、所定の署名簿に署名して下さい。それにより当ゴルフ場は署名者の施設利用をお引き受けいたします。

## 第3条 利用の申し込み

プレーの予約申し込みは当ゴルフ場の手続きに従っていただきます。

## 第4条 利用の拒否

当ゴルフ場は、次に該当する場合には該当者及びその同伴者の利用(既に利用を開始している場合を含む)をお断りします。

- (1) 満員・その他の理由でスタート時間に余裕がないとき。
- (2) 利用者が暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体及びその団体の関係者であるとき。
- (3) 利用者が刺青をしているとき。
- (4) 偽名又は他人名義で申し込みが行われたとき。
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められるとき。
- (6) 利用者(同伴来場者を含む)が暴力的または不法な行為を行うおそれがあると認められるとき及び行為を行った場合。
- (7) 天災、その他の止むを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
- (8) その他、本約款に違反し、他の利用者に著しい迷惑をかけたとき。

## 第5条 利用継続者の拒否

当ゴルフ場は、次に該当する場合には該当者及びその同伴者の利用の継続(既に利用を開始している場合を含む)をお断りする事があります。

- (1) 当ゴルフ場に好ましくない行為があったとき。
- (2) 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけるとき。
- (3) ルール・マナー及び警告を無視してスロープレーを改めないとき。
- (4) その他本約款に違反したとき。
- (5) 集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められたその他公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為があったとき。

## 第6条 休場日・開場時間

当ゴルフ場の休場日と開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによりありますが臨時的に変更することがあります。

## 第7条 金銭その他貴重品

- (1) 金銭やその他貴重品については、必ず貴重品ボックスをご利用下さい。その際暗証番号は見破られやすい組合せを避けて設定して下さい。また、ご利用時間中はお客様の所有と同等であり、収容物に関してはお客様の責任において管理して頂きます。
- (2) ロッカー・浴室・コース等での盗難や紛失等の事故があっても、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

## 第8条 自動車・携帯品

場所を提供している駐車場での自動車の盗難(車上盗難を含む)や損傷・携帯品(キャディーバッグその他諸物品)の盗難・損傷等については当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

## 第9条 ロッカーの鍵

ロッカーの鍵は、当ゴルフ場ではお預りいたしません。鍵の紛失に起因する事故が発生した場合、当ゴルフ場は一切責任を負いません。衣服ロッカーには貴重品(金銭・その他高価品)等はお入れにならないで下さい。

## 第10条 宅配便の事故

宅配便については、その物品の受領、保管、発送において当ゴルフ場はあくまでも当事者を代行して行うもので、その間の事故発生の場合一切の責任を負いません。

## 第11条 プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守及びスロープレーの防止

- (1) ゴルフは時により、大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーは、エチケット・マナーを守り、全て自己の責任でプレーをしていただきます。
- (2) カート道路はプレー進行の為、カート専用の通行としております。プレーヤーの方は通行しないようお願い致します。やむを得ずカート道路を通行する場合は十分注意してください。尚、カート道路を歩行して生じた事故の場合、当ゴルフ場は一切責任を負いません。
- (3) プレーはハーフラウンド2時間20分を厳守願います。

## 第12条 ティグラウンドにおける素振り

素振りは、ティーマーク内の打席又は特に指定された場所以外では行わないで下さい。プレーヤーはみだりにティグラウンドに立ち入らないで下さい。尚、プレーヤーの近くにいたため、ティや球などが身体の一部にあたり、そのため傷害を負われても、当ゴルフ場では一切の責任を負いません。

## 第13条 飛距離の確認

先行組に対しては、後続組のプレーヤーは自己の飛距離を自分で判断し、先行組に打ち込まないようにして下さい。

## 第14条 プレーヤーの前方に出ないこと

同伴プレーヤーは、現にプレーする者の前方には、絶対に出ないで下さい。

## 第15条 隣接ホールへの打ち込み

隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですからプレーヤーは、自己の飛距離・飛行方向について適切に判断して慎重にプレーして下さい。万一打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をし、事故を未然に防いで下さい。また必ずその打球者は隣接ホールでプレー中の方に謝罪するようにして下さい。

## 第16条 退避及び退避所

先行組のプレーヤーは、後続組に対して打球させるときには、後続組のプレーヤーが打ち終わるまで待避所または安全な場所で退避して下さい。ホールアウトしたら直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

## 第17条 雷鳴、襲雷の場合

雷鳴、襲雷の場合、他人の言動に惑わされることなく、自己の判断で直ちにプレーを中断し退避所または安全と思われる場所に退避して下さい。

## 第18条 乗用カートの取り扱い

乗用カートの取扱いは乗用カート利用約款に従って下さい。

## 第19条 火気使用の禁止

コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定の場所以外は禁止致します。喫煙は灰皿設置場所のみでお願いします。

## 第20条 違反の場合の責任

利用者が、この利用約款に違反して、第三者に損害賠償等の事故を発生させた場合、また自分が違反して損害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

## 第21条 クラブ等の確認

利用者はスタート前及びプレー終了後にクラブ及び所持品を点検し間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後はクラブ及び所持品の不足、瑕疵等について当ゴルフ場は一切責任を負いません。

## 第22条 施設に損害を与えた場合

利用者の故意、又は過失により当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額は弁償していただきます。

## 第23条 施設内への持込品

施設内へ下記のものを持ち込むことを禁止します。

- (1) 動物のペット類。
- (2) 著しく悪臭を放つもの。
- (3) 鉄砲・刀・剣類。
- (4) 火薬・揮発油等発火・爆発の恐れがあるもの。
- (5) 騒音を発するもの。
- (6) その他、他人に迷惑を及ぼすもの・法令で所持の禁止されているもの。

## 第24条 行為の禁止

施設内で下記の行為を禁止いたします。

- (1) 賭博、その他風紀をみだす行為。
- (2) 物品販売、宣伝広告等の行為。
- (3) 利用者以外(ギャラリー含む)のコース内立ち入り。(但し、特に許可する場合を除く。なお、許可する場合であっても利用者以外が損害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償の責任を負いません。)
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為(アンダーシャツ、スリッパ等で歩行し他人に不快感を与える行為。)
- (5) 携帯電話の利用は、電源を切るか、マナーモードにして他のプレーヤーに迷惑のかからないようにして下さい。

## 第25条 個人情報に関して

- (1) 当ゴルフ場では、ご予約時点で電話・FAXで入手した個人情報と、プレー当日署名簿に署名いただいたプレーヤーの個人情報を、当ゴルフ場のプライバシーポリシーに則り、安全に管理いたします。
- (2) 当ゴルフ場では、ご予約及びご利用いただいたお客様に対し、当ゴルフ場のイベント情報・営業案内などを、葉書FAX、またはメール等でご案内する場合があります。

## 第26条 ハウス利用において

- (1) レストラン、談話室等では静粛に願います。
- (2) 泥酔及び刺青等他人に恐怖や不快感を与える人の入浴や入場はお断りいたします。

## 第27条 服装について

来場の際は、下記の事項を守って下さい。

- (1) サンダル、下駄、スリッパ、セッタ等での入場はお断りいたします。
- (2) プレーの際は襟付きシャツ、または2cm以上のタートルをご着用下さい。

## 第28条 信義則

その他会則、本約款に定めた事項は、ゴルフプレーの精神に則り、信義誠実の原則に基づいて解決するものとする。

## 第29条 改訂

本約款は必要に応じ予告なく改定することがあります。

以上